

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書（通帳）と引換えに、当店で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第4条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの口座の開設をお断りするものとします。

3. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種の確認や資料の提出を求めることがあり、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって取引店へ届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項および前項の各種の確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から前項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有する事を確認するための本人確認書類の提示等の手続

きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。

(4) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

(5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）

(1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 当金庫は、預金口座の開設の際に、法令等で定める本人確認その他の取引時の確認等を行います。また、預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、法令等で定める本

人確認その他の取引時の確認等を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

(5) 証書（通帳）を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

6.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人、もしくはそれらの継承人は、取消を主張できないものとします。

7.（印鑑照合）

証書（通帳）、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

8.（譲渡、質入れの禁止）

(1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて預金債権の質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金（期日指定定期預金については、同規定第1条第1項および第2項にかかわらず、自動継続期日指定定期預金については、同規定第2条第1項および第2項にかかわらず）は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。証書（通帳）は所定欄または当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。
当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ④ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ⑤ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金・自動継続変動金利定期預金については、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預

金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

①公告の対象となる預金であるかの該当性

②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

（4）預金者等からの申し出にもとづく預金通帳（再発行を含む）、記帳（記帳する取引がなかった場合を除く）があったこと

（5）預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

※契約内容の変更・顧客情報の変更

①方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

②総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限る。）

③別紙に掲げる注意コードの設定・解除

④氏名（名称）変更及び住所変更（当金庫が把握することができる場合に限りします。）

（6）総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

11.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ウェブサイト／第10条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

（2）第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと、当該事由が生じた期間の満期日

（a）引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）

（b）手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）。)

- (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
 - (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - (d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳（再発行を含む）、記帳（記帳する取引がなかった場合を除く）があったこと
 - (e) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
- ※ 契約内容の変更・顧客情報の変更
- (i) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）
 - (ii) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限る。）
 - (iii) 別紙に掲げる注意コードの設定・解除
 - (iv) 氏名（名称）変更及び住所変更（当金庫が把握することができる場合に限り）
- (f) 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限り。
- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／支払停止が解除された日
- ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。／当該手続が終了した日
- ⑤総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

12.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金規定参考例等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- （４）当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

13.（規定の変更等）

- （１）この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の４）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- （２）前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- （３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以 上